

環境用語の解説

あ

ISO14001シリーズ

ISO(International Organization for Standardization : 国際標準化機構、本部：スイスのジュネーブ)は、1947年に設立された、電気関係を除く標準化のための非政府組織であり、ISO14000シリーズとは、ISOが作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格のこと。

愛鳥週間

5月10日から16日の1週間。この期間がちょうど野鳥の繁殖期間にあたるため、この週間行事を通じて、野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするものである。

アイドリング

自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、窒素酸化物等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

赤潮

海中の微小な生物（主に植物プランクトン）の大量増殖により、海面が着色する現象をいう。主に夏期に発生し、魚類養殖業などに悪影響を及ぼすことがある。

悪臭物質

特有のにおいを持っている化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を特定悪臭物質として規制している。

アジェンダ21

1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットにおいて採択された21世紀に向けての持続可能な開発のための人類の行動計画。この中で、政府をはじめとする様々な社会構成主体が、21世紀に向けて、ともに連携しつつ、着実に実施に移していくべき様々な課題が40章にわたり具体的に整理されている。この中には地方公共団体がローカルアジェンダ21を策定すべきとの記載もなされている。

アスベスト

石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、発がん性があることから、新規の使用は全面的に禁止されている。しかし、古い建築物の解体等工事に伴う粉じんが問題になっている。

あわ・なつ時間

徳島県版の「サマータイム」として、平成23年度から実施。県民サービスに支障がない範囲で、職員の始業

時間を前倒しすることで、夕方の終業時間も早まり、結果、余暇時間として活用できる明るい夕方の時間が増え、職員のライフスタイルの充実にもつながるとともに、省エネルギー効果や経済的効果も期待できる取組。

い

硫黄酸化物 (SOx)

石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃)、硫酸ミストなどの硫黄酸化物の総称。大気汚染の主役と考えられているものの大部分を占めている二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

一酸化炭素 (CO)

主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。主な発生源は自動車排出ガスであり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。また、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法第22条に基づき、一般環境の大気の汚染状況を常時監視している測定局のこと。

う

上乗せ基準

汚濁物質等の排出の規制に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準よりも厳しいものをいう。なお、いわゆる「上乗せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲をより小規模なものにまで広げるものの（「裾下げ」と呼ばれる。）、規制対象項目を広げるものの（「横だし」と呼ばれる。）をも含めて使われる場合がある。

え

エコアクション21

広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法。

エコショップ（環境にやさしい店）

資源リサイクルの推進、簡易包装・マイバッグの推進、環境保全型商品の販売など、環境に配慮した取組を進めている店舗等をいい、県では普及のため、認定制度を運用している。

エコドライブ

アイドリングストップや急発進・急加速を止める、車に不要な荷物を積んだままにしないなど、燃費効率を

良くし、自動車排出ガスを抑制するなど、環境への負荷の少ない自動車運転。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等の施用による土づくりと化学肥料・化学農薬を削減できる技術の導入を行うことを知事が認定した農業者。

越境大気汚染

大気汚染の原因物質が、数百、数千kmの遠く離れた発生源から気流に乗って運ばれてくることを長距離輸送といい、このうち、特に国境線を越えるものを越境大気汚染もしくは越境輸送、越境移動などという。

LEDバレイ構想

世界有数のLEDメーカーが立地するという本県の優位性を活かし、21世紀の光源であるLEDを利用した光（照明）産業の集積により、地域経済の活性化を図ろうとするもの。

塩化水素

刺激臭を持つ無色の気体で、水によく溶けるが、この溶けたものが塩酸である。ガス状塩化水素は粘膜を刺激し、炎症を起こさせる。大気汚染防止法の有害物質及び特定物質に定められている。

お

オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに刺激を感じたり、頭痛がしたりする。

汚濁負荷量

水質の総量規制における指定地域内事業場から公共用水域へ排出される水の指定項目で表した汚濁の総量をいい、汚濁負荷量＝水質×水量で計算する。

汚泥

工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素（炭酸ガス）、フロン、メタンなどがある。

か

化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）

水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数值が大きくなるほど汚濁している。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。

化製場

獣畜の肉、皮、臓器等を原料として、皮革、油脂、にかわ、肥料その他のものを製造するために設けられた施設。

カドミウム（Cd）

水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質であるといわれている重金属であり、長期間にわたって大量に体内に入ると慢性中毒となり、骨軟化症、機能低下を伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）がおこることもある。主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場や電気機器工場などである。

カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸收等をもって埋め合わせる活動。

環境アドバイザー制度

県民の環境知識を高め、自主的な環境活動をサポートするため、団体や学校、事業者が自主的に実施する講演会や環境学習等に、県が任命した専門家「環境アドバイザー」を派遣する制度。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めるもの。

環境基本法

環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。平成5年11月19日に公布・施行された。この環境基本法の制定により公害対策基本法は廃止された。「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」を3つの基本理念とし、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、諸施策等について記述されている。

環境教育・環境学習

自然と人間活動の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。

環境月間

昭和48年から、毎年、6月5日からの1週間を「環境週間」としていたが、平成3年からは、6月を「環境月間」として環境省、関係省庁、地方公共団体、民間団体等によって各種の普及啓発事業が行われている。

環境放射能

人間の生活空間にある様々な放射線。これらの放射線には、宇宙線、大地及び食物からの自然放射線と、人工放射線利用、核実験及び原子力発電所等による人工放射線の2種類がある。

環境マネジメントシステム（EMS）

組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、点検・是正を行い（Check）、見直す（Action）という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

き

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置された。地球温暖化に対する科学的知見の充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の方向などの検討を行っている。

規制基準

法律または条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、対象となる工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められている。

規制地域

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法においては、騒音、振動の発生及び悪臭物質の排出を規制する地域を都道府県知事が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域は、公法上・行政上の規制を行うことにより、公害問題を公益的な見地から解決する必要があると認められる地域のことである。

揮発性有機化合物

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

許容限度

騒音規制法においては、自動車が一定条件で運行する場合に発生する騒音の大きさの限度。道路交通騒音低減のための自動車単体への規制である。環境大臣が許容限度を定め、国土交通大臣は、車両の保全基準を定

める法令・規制の中でこの限度値が守られるように考慮しなければならない。

近隣騒音

飲食店等の営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称している。特に生活騒音については、工場騒音等と異なり規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。

く

グリーン調達

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく『環境』の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

クレジット

再生可能エネルギーや高効率機器の導入、森林吸収源を増やすプロジェクトにより実現できたCO₂などの温室効果ガス削減・吸収量のこと。クレジットを購入し、カーボンオフセット等を行うことによって、自らのCO₂削減量とみなすことができる。

クロム

クロムの毒性が問題になるのは、六価クロム、クロム酸及び重クロム酸の塩である。クロム酸は皮膚、粘膜の腐食性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用する。

け

K値規制

大気汚染防止法において定められた硫黄酸化物を排出するばい煙発生施設に対する排出基準。これは、施設の排出口から排出された硫黄酸化物について、それが拡散したときの周辺の地上における濃度を考慮して排出基準を定めるものであり、 $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ という式で表される（q：硫黄酸化物の量、K：地域ごとに定められる値、He：補正された排出口の高さ）。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

こ

公害防止管理者

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者。事業内容が、①製造業、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業のいずれかの業種に属する特定工場を設置している者は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる公害防止管理者を選任しなければならない。

国定公園

国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であって、都道府県の申し出により、環境大臣が自然環境保全審議会の意見を聞いて指定するもの。

国立公園

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が自然環境保全審議会の意見を聞いて指定するもの。日本の国立公園制度は昭和6年の国立公園法の制定をもって発足しており、昭和9年に第1号の国立公園として瀬戸内海、雲仙、霧島が指定された。昭和32年に国立公園法が自然公園法に改正され、現在の自然公園体系が確立している。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成されるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、アルデヒド類などの酸化性物質の総称である。これらの物質が多く滞留し、白くもやがかかった状態が光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物にも影響を与えることがある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブであり、子どもたちの自主的で継続的な環境学習や実践活動を支援するため、日本環境協会が実施している。1人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の高校生以上の大（サポーター）で構成される。

コミュニティプラント

市町村がし尿及び生活排水を地域ぐるみで集合的に処理するための施設。

さ

最終処分場

廃棄物を埋立て処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物の最終処分場には、
①しゃ断型（有害廃棄物を処分できる埋立て場であり、コンクリートの厚さが15cm以上又はこれ以上のしゃ断効力を有する外周仕切設備が備わったもの）
②安定型（廃プラスティック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類のように性状が安定しているものを処分できる埋立て場であり、流出防止のため擁壁、えん堤等が備わったもの）

③管理型（しゃ断型処分場及び安定処分場で処理できる廃棄物以外の汚泥、ばいじん等を処分できるもの）の3種類がある。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常pHが5.6以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

し

四国のみち

四国自然歩道のことで全長1,545.6kmの四国を一周する長距離自然歩道。起点は鳴門市、終点は板野町にあり、四国霊場や各地の身近な自然や歴史に親しむことができる。

ジクロロメタン (CH_2Cl_2)

揮発性有機化合物で芳香臭のある無色透明の非引火性・不燃性の水より重たい液体。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンの代替物質として溶剤に用いられるほか、ウレタン発泡助剤や冷媒等に用いられる。皮膚に触れた場合、刺激を感じるとともに薬傷を負うことがある。また、蒸気に麻酔作用があり、短時間に多量の蒸気を吸引すると急性中毒をおこす。

自然エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスなど自然由来の再生利用可能なエネルギーのこと。

自然環境保全地域

自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき、高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要なものとして指定された地域。自然環境保全地域は、特別地区（海域は海域特別地区）と普通地区に分けられるが、特別地区において工作物の新築など自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為をする際には許可が必要とされ、普通地区でも一定の行為については届出が必要である。

自然公園

自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的としている。我が国の自然公園は、公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる营造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公用制限を行う、いわゆる地域制の公園である。

指定文化財

文化財保護法などにより、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群、文化的景観のうち、とくに重要なもので保護の必要のあるものをいう。指定文化財は、現状を変更する際に規制を受け、その修理や管理についても、法・条例の規定に基づいて実施されることとなる。

自動車排出ガス測定局

大気汚染防止法第22条に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置され、一酸化炭素、窒素酸化物等自動車排出ガスに起因する大気汚染物質について常時監視する測定局をいう。

浄化槽（合併処理浄化槽）

し尿及び生活雑排水（台所排水、洗濯排水等）を微生物の作用により分解し、汚れを浄化して放流する施設。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽という。

新学校版環境ISO

学校の環境教育の中に位置づけた本県独自の認証システムである「学校版環境ISO」（平成16年度から実施）を発展・進化させたもので、平成24年度から移行している。従来の学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などに継続的に取り組むとともに、これらの取組を地域に広げ、児童・生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、学校における環境学習で学んだことを、家庭や地域にも波及させていくことを目的としている。

振動レベル

振動の加速度レベルに人体の振動感覚に近い周波数補正を加えた振動の大きさ。単位はデシベル（dB）。振動はその方向によって人体への影響が異なるが、振動規制法では、公害の対象となる振動の周波数域では人体が鉛直方向の振動をより強く感じるとして、鉛直振動の大きさのみを規制対象としている。

す

水銀（Hg）（アルキル水銀、総水銀）

常温で唯一の液体金属。神経系をおかし、手足のふるえを起こしたり、言語障害、食欲不振、視力・聴力の減退をもたらす。また、水銀化合物の中にも有毒な物が多く、無機水銀化合物に類別される塩化第二水銀、有機水銀化合物に類別されるアルキル水銀（メチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀）などが特に有毒である。アルキル水銀のうち、メチル水銀が「水俣病」の原因物質とされている。

水源かん養

樹木及び地表植生などにより、降雨の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の利水機能。渇水の緩和や洪水の防止のはたらきがある。

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るために、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

水素イオン濃度（pH）

溶液の酸性またはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH 7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。ちなみに、水道水として望ましい水質はpHが7.5程度とされている。

せ

生態系

ある地域に生息する生物群集と、その生物群集に影響を与える気象・土壤・地形などの非生物的環境をひとまとめにし、エネルギーの流れの物質循環をまとめてとらえたもの。通常、海洋、湖沼、河川、草原、砂漠などをいうが、それよりも小さい系や、地域全体をも一つの生態系と見なしたりすることがある。自然界で平衡状態に保たれている生態系は、人為による過度の干渉によって、再生不可能となる。

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

生物多様性

地球上の生物が、約40億年におよぶ寸暇の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命系を形づくっているような多様な生物の世界のこと。また、地球上に存在するすべての生物の間に違いがあること（変異性）を意味し、遺伝子、種及び生態系の3つの観点から捉えられる。

瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海の環境保全を図るために、瀬戸内海環境保全基本計画及び府県計画の策定等に関し必要な事項、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害発生の防止、自然海浜の保全に関し必要な事項、埋立て等についての特別な配慮などについて定められている。

そ

騒音レベル

騒音の大きさ。単位はデシベル（dB）で、音圧レベルのうち、特に人間の聴覚に影響を与える周波数に重みをつけた補正（A特性補正という。）を行ったものを騒音レベルと呼ぶ。騒音測定値の正確性を期するため、

騒音規制法では計量法に合格した騒音計の使用が定められている。

総量規制

大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、汚染物質の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法。地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準よりも厳しい基準が設けられる。大気汚染防止法においては、現在、硫黄酸化物に関しては24地域、窒素酸化物に関しては東京都特別区等、横浜市等、大阪市等の3地域が指定されている。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法においては、自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質に関しては、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏が指定されている。また、水質汚濁防止法においては、排水量に汚濁物質の濃度を乗じたものを汚濁物質とし、COD、窒素及びりんについて、特定の地域と水域を対象に実施されている。瀬戸内海、伊勢湾、東京湾が対象水域（指定水域）として指定されている。

た

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー-PCB）の総称である。農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナー-PCBには209種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-TCDDの毒性に換算し、毒性等量（TEQ）として表示される。

炭化水素類（HC）

鎖式炭化水素や芳香族炭化水素など多くの種類が含まれ、光化学スモッグの原因となる。

ち

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2013年にまとめた第5次評価報告書第1作業部会報告書では、21世紀末に、1986年から2005年までと比較して、全球平均表面気温は、最大4.8℃上昇し、海水の膨張などにより海面が最大82cm上昇するとされている。

窒素酸化物（NOx）

空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。このうち、二酸化窒素（NO₂）は高濃度で呼吸器に悪影響を与える

ため、環境基準が設定されている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房器具など広範囲にわたる。発生時には、一酸化窒素（NO）が大部分を占めるが、大気中で一部が酸化され、二酸化窒素となる。そのため、大気汚染の原因物質としては、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物としている。広くは、亜酸化窒素（N₂O）や硝酸ミスト（HNO₃）などが含まれる。

中間処理

最終処分に先立ち、廃棄物の減量化、安定化、無害化などを目的に行われる焼却、破碎、脱水などの人為的操作のこと。汚泥の脱水、廃酸、廃アルカリの中和、コンクリート固化等の処理がある。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（RC₆H₄SO₃X）

白色から黄色を呈する固体。主に家庭用洗濯洗剤、業務用洗浄剤に使用される。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、増殖を図るために捕獲を禁止する区域のこと。この区域において、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があるところとして「特別保護地区」に指定されると、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為が制限される。

て

底質

河川、湖沼、海域などの水底を構成する粘土、シルト、砂、れきなどの堆積物の岩のこと。貝類、水性昆虫類、藻類をはじめとした底生生物の生活の場である。有機物質や重金属類などは、水質汚濁の進行に伴って沈積し、底質中に蓄積されることから、底質を調べることによって、汚濁の進行傾向や速度について有用な情報を得ることができる。また、一度底質に移行した各種物質の一部は溶出やまき上がり現象により、再び水質に対して大きい影響を及ぼすことが知られている。

デシベル（dB）

基準となる物理量（I₀）と測定値（I）の比の常用対数の10倍で定義される単位（下式参照）。このように対数を用いるほうが騒音・振動などの大きさと人間の感覚とがよく一致するとされていることから、騒音・振動などの大きさは一般的に基準となる物理量（I₀）を定めて求めたデシベル（dB）が単位として用いられている。

$$L = 10 \log (I/I_0) \text{ (デシベル)}$$

テトラクロロエチレン（CCl₂=CCl₂）

無色透明の液体でエーテル様の臭気がある。揮発性・不燃性の物質。ドライクリーニング溶剤等に用いられる。

テレメータ・システム

遠隔地にある環境濃度等自動測定器で測定したデータを、無線や専用電話回線を利用して中央監視室に送信し、得られたデータを集中管理するシステム。

天然記念物

我が国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む）であって、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

と

とくしま環境県民会議

環境保全活動に自ら取り組んでいくことを目的として、民間団体、事業者、行政、学識経験者などが連携して、平成12年1月に設立された組織。

徳島県豊かな森林を守る条例

森林を適正に管理し、森林の持つ多様な機能を維持増進することにより、本県の豊かな森林を将来にわたって守り引き継ぐことを目的に、平成26年4月1日に施行された条例。

徳島夏・冬のエコスタイル

徳島県、とくしま環境県民会議などが主体となり、節電・省エネの取組を、「省エネ社会の実現」に向けたライフスタイルの転換に繋げていくため、電力需要が高まる夏・冬の期間を中心に、県民や事業者に、「冷暖房時の適切な室温設定（クールビズ・ウォームビズ）」、「不要な照明や電化製品などのこまめな電源オフ」「エコドライブの徹底」などを呼びかけ、また、関係機関と連携して意識啓発のための取組を積極的に展開するもの。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生するとして政令で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち機や削岩機、ショベルカーなどを使用する8種類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを使用する4種類の作業を指定している。

特定工場

環境関係法令での「特定工場」とは、次に示すようなものである。

- 1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に定める工場、すなわち製造業、エネルギー（電気・ガス・熱）供給業を行う工場で政令が定めるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動の発生または排出施設を設置するものをいう。特定工場は公害防止組織を整備する（公害防止管理者の選任等）義務がある。
- 2) 大気汚染防止法で総量規制の対象施設を設置する工場（同法第5条の2）。
- 3) 水質汚濁防止法で定められた特定施設（同法第2条2）を設置する工場または事業場。
- 4) 騒音規制法または振動規制法で定められた特定施設（騒音規制法第2条、振動規制法第2条）を設置す

る工場または事業場。騒音または振動を規制する地域として指定された区域に立地している特定工場等は、場内の全ての施設が対象とされるのであって、例えば特定施設である機械の騒音または振動が規制基準以下であっても、ほかの特定施設でない機械の騒音または振動が規制基準を超えるときは規制を受ける。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等を防止するためにこれらの規制法は、「特定施設」という概念を設けている。

- 1) 大気汚染防止法では、「特定物質を発生する」施設（同法第17条）。大気関係では、ばい煙と粉じんの発生施設は特定施設とは呼ばず、ばい煙発生施設、粉じん発生施設という。
- 2) 水質汚濁防止法では、「有害物質または生活環境項目として規定されている項目を含む汚水または廃液を排出する」施設（同法第2条の2）（74項の施設が指定されている（同法施行令別表第2））。また、特定施設を設置する工場または事業場を特定事業場という。
- 3) 騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設（11項目）をいい、政令でその規模、能力等の範囲が定められている。
- 4) 振動規制法でも、「著しい振動を発生する」施設（10項目）をいい、政令でその規模、能力等の範囲が定められている。

特定有害物質

化学物質のうち、難分解性かつ有害性を有し、さらに人の健康及び生活環境に係る著しい被害を生ずるおそれがある物質で政令等で指定するものをいう。土壤汚染対策法施行令で、土壤や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれがある有害物質としては鉛や水銀等、25物質が定められている。また、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令では、農用地の土壤に含まれることに起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質として、現在、カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素及びその化合物が指定されている。さらに、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法で、土壤や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれがある有害物質として、ダイオキシン類を指定している。

都市公園

都市公園法に定められた公園または公園緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域に設置するもの。

トリクロロエチレン（ CHCl=CCl_2 ）

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性・不燃性の液体で、水に溶けにくい。エーテル、エタノールなどの有機溶剤に可溶。金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤、

一般溶剤として用いられる。近年、トリクロロエチレンを含む有機塩素系溶剤による地下水汚染が問題となつてきている。

の ノニルフェノール ($C_{15}H_{24}O$)

弱いフェノール様の臭いを持つ無色の液体。主に界面活性剤の原料として使用される。

は

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴つて発生するいおう酸化物、ばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び政令で指定される有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物）の総称。

廃棄物

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。産業廃棄物とは、事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、大量に排出されたり、質的に処理が困難であるものであつて、その性状により、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスティック類等の20種の廃棄物が定められている。一般廃棄物とは、これらの産業廃棄物以外の廃棄物のことである。

排出基準

大気汚染防止法では、対象となる工場・事業場などのばい煙について排出基準が定められている。硫黄酸化物については、着地濃度によってK値規制という特殊な形で規制される。ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出口における濃度について許容限度を定める。有害物質については、同じく排出口での濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を定める。有害物質のうち窒素酸化物については、特定地域について総量規制もある。また、ばいじん及び有害物質については、都道府県が条例により厳しい上乗せ基準を定めることができる。

排水基準

污水などを排出する施設として政令で定められている特定施設を設置する工場または事業場が、公共用水域に排出水を出す場合、その排出水に対してかかる規制。排水基準には、国が定めた基準（一律基準）と、都道府県がその地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準（上乗せ基準）とがある。一律基準は、健康項目については原則として環境基準の10倍の値、生活環境項目については家庭汚水の簡易処理により得られる値と同程度に定められている。排水基準違反に対して

は処罰が科せられる。

ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する物質。

ひ

PRTR制度

化学物質排出移動量届出制度、環境汚染物質排出移動登録制度；Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、有害性が疑われるような化学物質が、どこからどのくらい環境中へ排出されているか、廃棄物として移動しているかを把握し、集計、公表する仕組みのこと。

ビオトープ (biotope)

さまざまな生物（生物群集）の生息・生育空間。生育のために最低限の面積を持ち、周辺空間から明確に区分できるようなまとまりを持った空間。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に漂う粒径 $10\mu m$ ($1\mu m = 0.001mm$) 以下の粒子を浮遊粒子状物質 (SPM) と定義して環境基準を定めて対策を進めてきているが、そのなかで粒径 $2.5\mu m$ 以下の小さなもの微小粒子状物質と呼んでいる。平成21年9月には環境基準が設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準

人の健康を保護するために、カドミウム、シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB等について基準値が設定されている。これらの基準値はすべての公共用水域において一律であり、おおむね水道水の水質基準値と同じであるが、総水銀、アルキル水銀、PCBについては、魚介類の生物濃縮を通じ、食品として人体に取り入れられる危険性が高いことから、これを考慮した値となっている。有害物質ともいう。

ふ

富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。

浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんのうち、その粒径が $10\mu m$ (マイクロメートル=100万分の $1m$) 以下のものをいう。大気中に長時間滞留し、肺や器官に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。最近は、粒径がより小さい $2.5\mu m$ 以下のものをPM2.5（微小粒子状物質）といい、新たな問題になっている。

プランクトン (浮遊生物)

海洋・湖沼・河川などの水域に生存する生物のうち、自分自身に移動力が全くないか、あっても非常に弱いことから、水の動きに逆らって移動せず、水に浮いて

生活をしている生物の総称。

フロン

メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボンの略称。フロンとは俗称である。大気中に放出、蓄積されたフロンが、太陽の紫外線によって分解された塩素元素を生じ、地球のオゾン層を破壊する。様々な種類があり、従来からフロン11、12、13、114、115の5種類が特定フロンとされている。

粉じん

物の破碎や選別などの機械的処理により発生、又は飛散する物質。一般粉じんと特定粉じんとがあるが、特定粉じんとしてはアスベストのみが指定されている。

へ

ヘムス（HEMS）

住宅向けのエネルギー管理システム。家庭でのエネルギー消費の「見える化」を図り、家電機器を最適にマネジメントする機能などもあるシステム。

ほ

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

絶縁性、不燃性の特質を有する主に油状の物質であり、トランス、コンデンサといった電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造は行われていない。既に製造されたPCB使用機器等で廃棄物となったものについては、平成13年制定の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」に基づき、平成38年度までを処理期限として、適正処理が行われつつある。

め

メガソーラー

出力1メガワット（1000キロワット）以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

も

モニタリング

状態を把握するため 日常的・継続的に観測や測定を行うこと。

モニタリングポスト

環境放射線を連続して測定する設備。

ゆ

有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡つてばく露することにより健康影響が生ずるおそれがあ

る物質。該当する可能性がある物質のうち、有害性の程度や大気環境の状況などから健康リスクがある程度高いと考えられる23物質については優先取組物質としている。

よ

要請限度

市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値がある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化していると認める時は、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音（振動）低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

ら

ライフスタイル

人々の生活様式、行動様式、思考様式といった生活諸側面の社会的・文化的・心理的な差異を全体的な形で表現したことば。

り

リサイクル認定制度

県内で発生する廃棄物等を原材料として製造加工される優良なリサイクル製品や、3Rに積極的に取組成果を上げている事業所（3Rモデル事業所）を徳島県が認定し、製品や事業所の取組を普及PRすることで、廃棄物抑制と循環資源の活用を推進する制度。

る

類型指定

環境基準は、地域の状況に応じて騒音の大きさが分けられている。この種類を類型といい、類型指定とは、都道府県知事が都市計画の用途地域等を参考しながら、それぞれの類型を当てはめる地域を指定することをいう。

水質汚濁の環境基準については、政府又は都道府県知事が河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて数個の水域類型（ランク付け）をあてはめるが、この類型あてはめのために水域を指定することを類型指定という。

れ

レッドリスト

野生生物保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省ではレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にしたレッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）を刊行している。また、本県においても地域の現状を把握した徳島県版レッドリストを公表している。

アルファベット

CFRP (炭素繊維強化プラスチック)

carbon fiber reinforced plasticsの略称。炭素繊維とプラスチックとの複合材料で軽量かつ鉄の約10倍の比強度であり、耐食性に優れるなどの特性を持つ。

HC (Hydro Carbon)

「炭化水素類」を参照。

HEMS (Home Energy Management System)

「ヘムス」を参照。

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)

「気候変動に関する政府間パネル」を参照。

ISO/IEC17025

試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項 (General requirements for the competence of testing and calibration laboratories) の国際標準規格。

Lden (Day-Evening-Night Average Sound Level)

「時間帯補正等価騒音レベル」

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。平成25年4月1日以降、航空機騒音の評価指標が、最大騒音レベルと航空機の機数に基づく評価である「WECPNL」から時間帯補正等価騒音レベルである「Lden」に改正された。

Nm³/h (ノルマル立方メートル毎時)

温度が0°C、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位。

NO₂ (Nitrogen Dioxide)

「二酸化窒素」を参照。

PM2.5 (Particulate Matter 2.5)

「微小粒子状物質」を参照。

3 R (Reduce, Reuse, Recycle)

リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つの英語の頭文字を表したもの。

リデュースは、廃棄物の抑制（ごみとして廃棄される部分が少なくなるように、製造・加工・販売する。簡易包装や分別しやすい製品デザインなどが該当する。）。リユースは、再使用（使用後も、そのままの製品・用途で繰り返し使う。）。

リサイクルは、再生利用（原材料として加工して、再度製品化する。）。

優先順位は、1) リデュース（まず、廃棄物そのものを減らすこと）、2) リユース（ものを繰り返し大切に使うこと）、3) リサイクル（循環できる資源を有効活

用すること）である。

SO₂ (Sulfur Dioxide)

「二酸化硫黄」を参照。

SPM (Suspended Particulate Matter)

「浮遊粒子状物質」を参照。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

特異な音質と継続時間を持つ航空機騒音の評価のために考案された単位。1日に航空機から受ける騒音パワーの総量である。なお、同じ音でも昼より夜や早朝がうるさく感じされることを考慮して、飛行時間帯による重みづけをした騒音レベルを用いて算出する。

重さの単位

kg (キログラム)	10^3 g
g (グラム)	
mg (ミリグラム)	10^{-3} g (千分の1グラム)
μg (マイクログラム)	10^{-6} g (100万分の1グラム)
ng (ナノグラム)	10^{-9} g (10億分の1グラム)
pg (ピコグラム)	10^{-12} g (1兆分の1グラム)

濃度の単位

ppm (parts per million)

100万分の1を1 ppmという。

水の場合は、1 kg中のmg数を、大気の場合は、1 m³中の1 cm³のガス容量を表している。

ppb (parts per billion)

10億分の1を1 ppbと表している。1 ppmの1000分の1を表している。

ppt (parts per trillion)

1兆分の1を1 pptと表している。1 ppbの1000分の1を表している。